

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項第4号中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に改める。

別表第4の2の項第1号ア中「配ぜんする」を「配膳する」に改め、同号に次のように加える。

カ 生食用の食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。以下カにおいて同じ。）の加工又は調理を行う場合は、次の基準（調理のみを行う場合は、(オ)及び(カ)の基準を除く。）を満たすこと。

(ア) 施設には、他の作業を行う場所と明確に区分した生食用の食肉のための衛生的な専用の場所を設けること。

(イ) 器具の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(ウ) 手指の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(エ) 生食用の食肉が接触する器具及び設備は、専用のものを設けること。

(オ) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、かつ、温度を正確に測定することができる装置を備えること。

(カ) 加熱殺菌を行った後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備（大型の冷蔵庫等を加熱殺菌を行った後の肉及び加熱殺菌を行う前の肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるもの）を設けること。

別表第4の2の項第11号カ中「食肉」の次に「(キに規定する生食用の食肉を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

キ 生食用の食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。以下キにおいて同じ。）の加工又は調理を行う場合は、次の基準（調理のみを行う場合は、(オ)及び(カ)の基準を除く。）を満たすこと。

(ア) 施設には、他の作業を行う場所と明確に区分した生食用の食肉のための衛生的

目 次 ページ

条 例

○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（環境生活部総務課）	1
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....（食品衛生課）	1
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（経済部総務課）	2
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（建設部総務課）	2

条 例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の4の項(1)中「市町村内」を「町村の区域内」に改め、同項中「各市町村」を「各町村」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月13日

な専用の場所を設けること。

(イ) 器具の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(ウ) 手指の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(エ) 生食用の食肉が接触する器具及び設備は、専用のものを設けること。

(オ) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、かつ、温度を正確に測定することができる装置を備えること。

(カ) 加熱殺菌を行った後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備（大型の冷蔵庫等を加熱殺菌を行った後の肉及び加熱殺菌を行う前の肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるもの）を設けること。

別表第４の２の項第12号ウ中「食肉」の次に「(エに規定する生食用の食肉を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

エ 生食用の食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものに限る。以下エにおいて同じ。）の加工又は調理を行う場合は、次の基準（調理のみを行う場合は、(オ)及び(カ)の基準を除く。）を満たすこと。

(ア) 施設には、他の作業を行う場所と明確に区分した生食用の食肉のための衛生的な専用の場所を設けること。

(イ) 器具の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(ウ) 手指の洗浄及び消毒に必要な設備であって生食用の食肉のための専用のものを設けること。

(エ) 生食用の食肉が接触する器具及び設備は、専用のものを設けること。

(オ) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備を設け、かつ、温度を正確に測定することができる装置を備えること。

(カ) 加熱殺菌を行った後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備（大型の冷蔵庫等を加熱殺菌を行った後の肉及び加熱殺菌を行う前の肉の双方に用いる場合は、これらを明確に区分できるもの）を設けること。

附 則

この条例は、平成24年10月１日から施行する。ただし、別表第１の４の項第４号の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第81号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の２の項中「市町」を「町」に改め、同表の４の項中「(53、(55)及び(58)から(61)まで」を「(51)及び(53)から(57)まで」に改め、(50)を削り、(51)を(50)とし、(52)を削り、(53)を(51)とし、(54)を(52)とし、(55)を(53)とし、(56)及び(57)を削り、(58)を(54)とし、(59)から(61)までを(55)から(57)までとし、同項(62)中「、(49、(50、(52)及び(56)」を「及び(49)」に改め、同項中(62)を(58)とし、「札幌市」を「札幌市」に改め、同表の７の項中「北見市美幌町新ひだか町」を「美幌町及び新ひだか町」に改める。

別表第４中「稚内市 根室市 北斗市 松前町」を「松前町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第１の13の項(2)中「(法」の次に「第53条第２項及び」を加え、「又は法第53条第２項において準用する法第42条第２項」及び「又は建築物の建築」を削り、同項(4)中「市町」を「町」に改め、同項(5)中「第42条第２項」を「第52条の２第２項」に改め、同項中「別表第３に掲げる市町」を「別表第４に掲げる町」に、

「できる市町」を「できる町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
